

鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定 鳥取方式短時間勤務職員）追加募集

受 験 案 内

◆鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課◆

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁本庁舎 3階
電話 (0857) 26-7034 URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/jinjikikaku/>

1 受付期間、試験日、試験会場、採用候補者発表日

受 付 期 間	<p style="text-align: center;">令和7年9月26日（金） ～令和7年12月1日（月）（必着）</p> <p>◎ 郵便若しくは信書便又は持参のいずれかで申し込みを行ってください。 ◎ 郵便又は信書便の場合は、12月1日（月）17:15までに到着したもの（期限までに申込先に到着したことが明確に確認できるもの）に限り受け付けます。 ◎ 持参による場合の受付時間 8:30～17:15 土曜日、日曜日及び祝日は閉庁日のため受け付けておりません。 上記の受付時間以外に持参されても、受理できません。</p>
試 験 日 及 び 試 験 会 場	<p style="text-align: center;">令和7年12月14日（日）</p> <p>[試験会場] 鳥取県庁会議室（鳥取市東町一丁目220） ※時刻、会場などの詳細は申込受付後にお知らせします。</p>
採 用 候 補 者 発 表 日	令和7年12月24日（水）（予定）

2 募集職種、職務内容、配属先、採用予定者数

職種	職務内容	採用時の配属先	採用予定者数	主な配属先
保育士	児童発達支援センター、障害児入所施設、児童自立支援施設等における児童の保育や保護者に対する保育に関する指導等	鳥取療育園	1名程度	喜多原学園、皆成学園、総合療育センター、療育園等
		中部療育園	1名程度	
臨床心理士	各種社会福祉行政に関する企画、事業の実施、社会福祉に関する相談・指導、児童・保護者等に対する心理診断・心理療法・カウンセリングに係る業務等	鳥取療育園	1名程度	総合療育センター、療育園、総合事務所県民福祉局等
		中部療育園	1名程度	
		総合療育センター	1名程度	

(注1) 試験結果によって、採用予定者数を増減、又は採用候補者なしとする場合があります。

(注2) 採用時は受験区分に応じた所属への配属となりますが、採用から一定期間以後は、主な配属先に記載された配属先への配置換となる場合があります。

3 受験資格

(1) 年齢等要件

- ・昭和41年（1966年）4月2日以降に生まれた人
- ・鳥取方式短時間勤務（※）を希望する人

※鳥取方式短時間勤務

あらかじめ年間を通じて1週間当たり9時間程度の働き方支援休暇を取得することにより、1週間当たりの勤務時間を30時間等とする勤務形態です。給料は、勤務時間数に応じた額となります。

(2) 必要な資格・免許等

職種	資格・免許等
保育士	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項に規定する保育士の登録を受けた人又は令和8年5月31日までにこの登録を受ける見込みの人
臨床心理士	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理士の認定を受けた人

(3) 国籍

日本国籍を有しない人については、次のいずれかに該当する人又は令和8年3月31日までに該当する見込みの人に限り受験できます。

- ・出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

日本国籍を有しない職員は、従事する業務及び職が制限されます。

詳しくは、「〈参考〉日本国籍を有しない職員の任用について」をご覧ください。

(4) 欠格要件

地方公務員法第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

4 試験内容

(1) 保育士

ア 保育士としての職務経験（※）を3年以上有している者

試験種目	内容
基礎能力試験	[1時間10分] 職務に共通して求められる基礎的な能力についての筆記試験（SPI3（基礎能力検査のみ））
経歴評定	職務遂行に必要な経歴、専門性等について評定
作文試験	[1問 1時間] 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
適性検査	職務遂行に関する適性についての検査
人物試験	個別面接による人物、専門知識についての口述試験

(※) 職務経験

ア 「職務経験」は平成28年4月1日から応募の日までに、社員等として1つの民間企業等（公的団体を含む。以下同じ。）に1年以上継続して就業（1週間の労働時間数が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね3/4以上の就業）した期間が該当し、保育士としての職務であれば、内容は問いません。

イ 1年以上継続した職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができます。

ウ 1年未満の職務経験は通算できません。ただし、雇用期間1年未満の雇用契約が更新されることにより、同一の民間企業等に1年以上継続して就業した場合やグループ会社への転籍や組織再編による社名変更など引き続いて就業している民間企業等と見なせる場合は、その期間を「1年以上継続して就業した期間」として取り扱います。

エ 上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の途中で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなします。

イ 保育士としての職務経験がない者又は職務経験が3年未満の者

試験種目	内容
基礎能力試験	[1時間10分] 職務に共通して求められる基礎的な能力についての筆記試験（SPI3（基礎能力検査のみ））
専門試験	[多肢選択式・・・30問 1時間30分] 職務遂行に必要な専門的知識についての筆記試験 ○出題分野： 社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健
作文試験	[1問 1時間] 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
適性検査	職務遂行に関する適性についての検査
人物試験	個別面接による人物、専門知識についての口述試験

（注1）試験の難易度は短大卒業程度です。

（注2）試験の配点は1170点です。

（2）臨床心理士

試験種目	配点	内容
経歴評定	100点	職務遂行に必要な経歴、専門性等について評定
論文試験	200点	[1問 1時間] 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
適性検査	-	職務遂行に関する適性についての検査
人物試験	500点	個別面接による人物、専門知識についての口述試験

5 採用候補者の決定方法

採用候補者は、基礎能力試験、経歴評定、作文試験及び人物試験、基礎能力試験、専門試験、作文試験及び人物試験又は経歴評定、論文試験及び人物試験の得点を合計した得点（以下「合計得点」という。）の高い順により決定します。

なお、試験種目のうち、いずれかの試験種目を欠席又は棄権した場合は、採点対象外となります。

また、基礎能力試験、経歴評定、専門試験、作文試験、論文試験及び人物試験の得点には、それぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点に関わらず不合格とします。

6 採用候補者の発表

採用候補者の受験番号を県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示し、併せて鳥取県のホームページ（総務部行政体制整備局人事企画課ホームページ）に掲載するとともに、受験者全員に合否結果を文書で通知します。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、次の表のとおり指定の開示場所の窓口で開示を請求することができます。開示の内容は次の表のとおりです。

開示対象の試験	職種	開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
採用試験	保育士	受験者本人	基礎能力試験、経歴評定、作文試験及び人物試験又は基礎能力試験、専門試験、作文試験及び人物試験の合計得点及び順位	採用候補者発表日から1月間	鳥取県総務部 行政体制整備局 人事企画課 (県庁本庁舎3階)
	臨床心理士		経歴評定、論文試験及び人物試験の合計得点及び順位		

※いずれかの試験において成績が設定された基準に満たなかった場合には順位はありません。

試験結果の開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証等の写真により本人であることが確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望する受験者は、試験日当日に、110円切手を貼った受取先明記の通知用封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕を持参してください。試験日当日に通知用封筒を持参しなかった場合は、郵送による開示請求はできません。

8 採用時期及び条件

(1) 採用時期

令和8年4月1日

(2) 給与

ア 初任給（月額）

区分	保育士 (短大2年卒業程度)	臨床心理士 (大学院修士課程卒業程度)
給料月額	175,400円	205,600円

※上記の給料月額は、1週間当たりの勤務時間を30時間とした場合の金額です。（給料は、特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例（令和7年鳥取県条例1号）第7条の規定が適用されます。）

※一定の職歴等がある人は、その経歴の内容に応じて上記の金額に所定の金額が加算されます。

イ 昇給

原則として毎年1回、4月1日に行われます。

ウ 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などが、それぞれの条件に応じて支給されます。

※令和7年4月1日現在。採用時までには給与改定等があった場合は、それによります。

(3) 勤務時間、休日、休暇

ア 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間60分）

※所定の勤務時間は1週間当たり38時間45分ですが、実際に勤務する時間は原則として年間を通じて1週間当たり30時間等となるようにあらかじめ働き方支援休暇を取得していただきます。

※勤務場所によって、異なる場合があります。

※夜勤がある場合があります。

※フレックスタイム制を導入している勤務場所においては、時差勤務も可能です。

イ 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※勤務場所によって異なる場合があります。

ウ 休暇等

年次有給休暇（年間20日。1時間単位で取得可能）、働き方支援休暇（1週間当たり概ね9時間を基本に30分単位で取得可能）、特別休暇（結婚、出産、育児関係、夏季他）、病気休暇など

(4) 勤務場所における受動喫煙防止措置等

敷地内禁煙

9 受験申込手続

提出書類	<p>申込書 1部・・・受験申込書裏面の申込書記載要領をよく読んで、必要事項を記入の上、提出してください。（履歴書、資格証明書等は申込時には不要です。）</p> <p>経歴調書 1部（※保育士（保育士としての職務経験を3年以上有している者）又は臨床心理士として受験する者のみ）</p>
申込先	<p>鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課 所在地：鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎3階 電話(0857)26-7034 [持参により申し込む場合] 上記へ直接ご持参ください。 [郵便又は信書便で申し込む場合] あて先：〒680-8570 （県庁専用郵便番号のため、郵便の場合は住所の記載は不要です。） 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課 ※封筒の表に赤字で「職員採用試験受験（鳥取方式短時間勤務職員）」と記載してください。 ※郵便の場合、簡易書留などによるのが確実です。 （郵便局又は信書便事業者で交付される受領証等は、受験票が届くまで大切に保管しておいてください。）</p>
受験票の交付	<p>受験票は、申込の際に登録したアドレスに電子メールが送信されます。 次の方法により<u>受験票を自分で作成し</u>、試験日当日に持参してください。 ・「<u>受験票作成依頼メール</u>」の電子メールが届いたら、添付されている受験票様式（PDFファイル）をダウンロードのうえ、印刷します。 ・印刷した様式から切り取り線に沿って、受験票を切り取り、写真を貼ります。</p> <p><u>※「受験票作成依頼メール」が12月10日（水）までに届かないときは、鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課に直接お問い合わせください。</u></p>

※身体に障がいのある方で、車イス使用など試験時に一定の配慮が必要な場合は、申込時に必ずお知らせください。

10 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、必ず試験開始時刻までに試験会場に入室してください。遅刻者は受験できません。
- (2) 受験の際は、受験票及び筆記用具（HB又はBの鉛筆、消しゴム等）を持参してください。
- (3) 試験会場には時計がない場合があります。時計を持参される際は、計算機能等のない計時機能だけのものに限りまので注意してください。なお、受験中は携帯電話の電源を切っていただき、携帯電話及びスマートウォッチを時計として使用することは一切認めません。
- (4) 試験会場へは、公共交通機関等を利用してお越しください。

11 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集した個人情報については、採用試験及び採用に関する事務以外には利用しません。

<参考> 日本国籍を有しない職員の任用について

- 1 日本国籍を有しない職員は、次の業務及び職には就くことができません。

[代表例]

①公権力の行使に該当する業務

- (1) 許可、認可、免許等処分に関する事務（漁業取締、各種許可、建築確認等）
- (2) 報告の徴収、検査に関する事務（保健医療機関等に関する報告の徴収、立入検査等）
- (3) 県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務
- (4) 補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務
- (5) 審査請求に対する裁決に関する事務
- (6) そのほか、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務

②公の意思形成への参画に携わる職

本県行政について、企画、立案及び決定に参画する職とし、本庁課長以上の職、地方機関の長などが該当します。ただし、専ら団体指導の業務に従事する職は除くものとします。

- 2 日本国籍を有しない人で、採用時に就労の制限のない在留の資格を有していない人は、採用されません。